

八丈町定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八丈町定住促進サポート事業支援金（以下「定住支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この定住支援金は、八丈町（以下「町」という。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消等を図ることを目的として、予算の範囲において定住支援金申請者に対し交付する。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次の区分による額とする。

- (1) 第4条第1項第2号に定める就業に関する要件を満たす世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。
- (2) 第4条第1項第3号に定めるテレワークに関する要件を満たす世帯の申請の場合にあつては50万円、単身の申請の場合にあつては30万円とする。

(対象者要件)

第4条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(4)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 定住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 転出元に関する要件

町へ転入する直前に、直近10年間で通算5年以上、都内条件不利地域以外に在住していたこと。

イ 転入先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 定住支援金の申請時において、町へ転入後1年以内であること。
- ② 移住支援金の申請日から5年以上、町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 移住前の居住地の市区町村税、八丈町税及び東京都税を滞納していないこと。
- ③ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

④ その他町が定住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が八丈町内に所在すること。

イ 就業先が、町が定住支援金の対象として認めた法人等であること。

ウ 町が定住支援金の対象とする就業先として町のホームページ等に掲載している求人であること。

エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。

オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、定住支援金の申請時において当該法人に在職していること。

カ 上記求人への応募日が、町のホームページ等に定住支援金の対象として掲載された日以降であること。

キ 当該法人に、定住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により定住した場合であって、転入先を生活の本拠とし、転出元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ【地方創生テレワーク型】）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該定住者に資金提供されていないこと。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が転出元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又

は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(申請の方法)

第5条 定住支援金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、町長に対し、次の区分に応じて必要な書類を提出しなければならない。

(1) 全員が提出必須の書類

ア 定住支援金交付申請書(様式1)(転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類。)

※転入の事実の確認は、町が住民票を確認することにより行う。

イ 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)

ウ 転出元の住民票の除票の写し(世帯員全員の転出元での居住地、在住期間を確認できる書類)

エ 移住前の居住地の市区町村税を滞納していないことを証する書類

オ 八丈町税を滞納していないことを証する書類

カ 東京都税を滞納していないことを証する書類

キ 定住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名などの確実に振込可能となる情報が確認できるものに限る。)

(2) 第4条第1項第2号に定める就業に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類

ア 就業先企業等の就業証明書(様式2-1)(雇用形態、応募日等を確認できる書類)

(3) 第4条第1項第3号に定めるテレワークに関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類

ア 所属先企業等の就業証明書(様式2-2)(自己の意思等を確認できる書類)

(交付決定の通知及び定住支援金の交付)

第6条 町長は、前条に基づく申請があった際、その内容を審査し適正であると認める場合は、定住支援金の交付決定通知書(様式3)により申請者に通知し、定住支援金を一括で交付するものとする。

(定住支援金の返還)

第7条 町長は、定住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該交付を受けた者に対し定住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。

(1) 全額の返還

ア 虚偽その他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。

イ 第5条における申請の日から3年未満に町から転出したとき。

ウ 第5条における申請の日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

(2) 半額の返還

ア 第5条における申請の日から3年以上5年以内に町から転出したとき。
(定住支援金の返還免除)

第8条 町長は、前条の規定により支援金を返還しなければならない受給者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の全部の返還を免除することができる。

(1) 就業先の雇用企業等が倒産したとき

(2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき

(3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを町長が認めるとき

2 前項の規定により、支援金の返還免除を希望する者は、移住支援金返還免除申請書(様式4)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、東京都の同意を得た上で、その結果を定住支援金返還免除承認通知書(様式5)または、定住支援金返還免除不承認通知書(様式6)により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月23日から施行する。

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

八丈町長 殿

申請年月日 年 月 日

定住支援金交付申請書

【八丈町定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱】に基づき、定住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒 東京都八丈島八丈町	電話番号	
メールアドレス			

2 定住支援金の内容（該当する欄に を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
定住支援金の種類		就業		テレワーク		

3 各種確認事項（該当する欄に を付けてください）

別紙1「定住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A．誓約する		B．誓約しない
別紙2「東京都定住促進サポート事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A．同意する		B．同意しない
申請日から5年以上継続して、八丈町に居住する意思について		A．意思がある		B．意思がない
申請日から5年以上継続して、就業する意思について		A．意思がある		B．意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係（3親等以内の親族）		A．該当しない		B．該当する
（テレワークの場合のみ記載） 八丈町への定住の意思について		A．自己の意思である		B．所属からの命令である

各種確認事項のB．に を付けた場合は、定住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （テレワークによる移住者のみ記載）定住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

管理コード（八丈町使用欄）	
---------------	--

年 月 日

八丈町長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（定住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

定住促進サポート事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、八丈町の求めに応じ、提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

八丈町長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（定住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （転入前）	
勤務者住所 （転入後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
定住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

定住促進サポート事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、八丈町の求めに応じ、提供することについて、勤務者の同意を得ています。

令和 年 月 日

様

八丈町長

定住促進サポート事業に係る定住支援金の交付決定通知書(ひな型)

定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり定住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

定住支援金 _____ 円

振込予定日 年 月 日

指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号(下3桁)：

振込先口座名義：

(備考)

1 八丈町は、定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、定住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・虚偽の申請等が明らかとなった場合：全額
- ・支援金の申請日から3年未満で転出した場合：全額
- ・支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合：半額
- ・支援金の申請日から1年以内に定住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

2 八丈町は、定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱の規定に基づき、定住促進サポート事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

令和 年 月 日

八丈町長 殿

住所
氏名

定住支援金返還免除申請書

年 月 日付け で交付の決定を受けた定住促進サポート事業支援金について、交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり定住支援金の返還免除を申請します。

記

返還免除事由発生日	
返還要件 (該当項目にレ点)	全額の返還
	<input type="checkbox"/> 支援金の申請日から3年未満に八丈町以外の市区町村に転出した。 <input type="checkbox"/> 支援金の申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した。
	半額の返還
	<input type="checkbox"/> 支援金の申請日から3年以上5年以内に八丈町以外の市区町村に転出した。
返還免除申請額	万円
返還免除申請理由 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 天災地変による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他 上記理由を簡潔に記入ください。 <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>

令和 年 月 日

様

八丈町長

定住支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった返還免除申請については、八丈町定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 返還免除申請額
- 2 返還免除承認額

令和 年 月 日

様

八丈町長

定住支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった返還免除申請については、下記の理由により八丈町定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱の規定に該当しないことから、返還免除申請を承認しないこととしましたので、通知します。

記

1 不承認とする理由